

ここが知りたい!新規制基準 Q & A

Q 耐震設計のもとになる地震の揺れは、
どうやって決めているの?



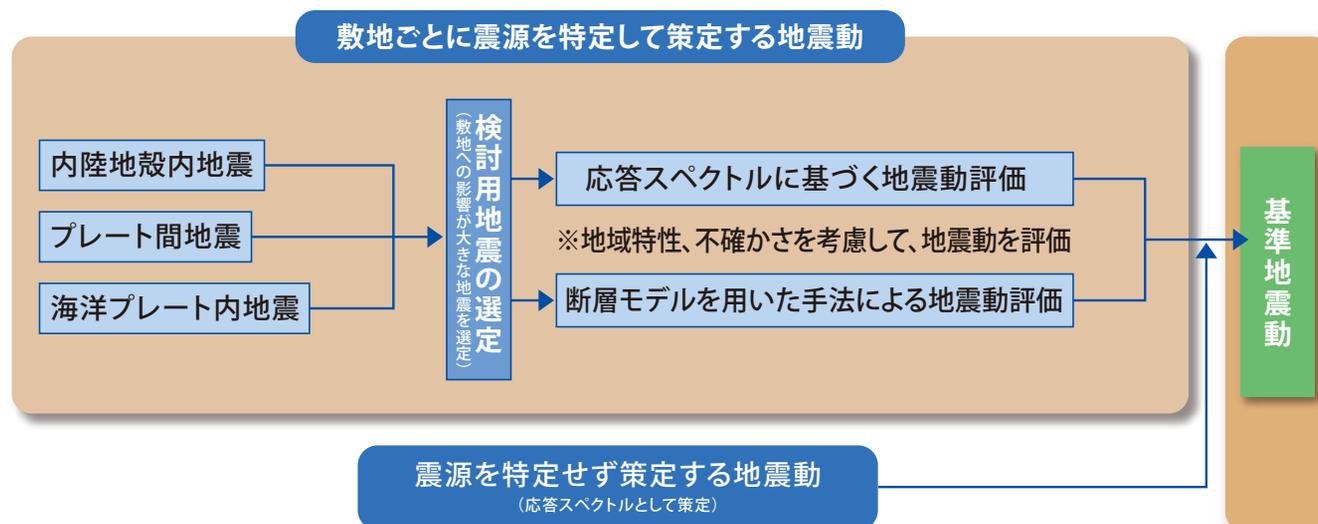
A 原子力発電所の敷地ごとに、震源を特定した地震に加え、
震源を特定しない地震も考慮して、基準地震動を策定しています。

基準地震動は、原子力発電所の耐震設計を行う際に用いる地震による揺れの大きさを指します。国の耐震指針では、その定義を「施設の供用中(使用している間)に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動」として、これに対し安全上重要な施設の機能が失われず、また、周辺に著しい放射線被ばくのリスクを与えない耐震設計を求めています。

事業者では、この基準地震動の策定にあたって、まず、文献などによる過去の地震の調査や、内陸地殻内地震、プレート間地震、海洋プレート内地震など発生様式ごとの地震の調査、活断層の調査などを行います。そして、敷地への影響が大きな地震を選び、その地震動を評価します。さらに、内陸地殻内の地震のすべてを事前に評価できるとは限らないことから、震源を特定しない地震も考慮します。

新規制基準では、敷地内の地下構造をより精密に、三次元的に把握することを求めているため、事業者では必要に応じて新たな地質調査などを行い、その結果に基づき基準地震動の見直しや耐震強化などを進めています。

■基準地震動策定の流れ



電力会社等の資料より作成